

令和 8 年度

監査結果報告書

定期監査
(企画部)
(農林水産部)
(土木建築部)
(農業委員会事務局)

大分市監査委員



監 査 第 4 7 2 号
令和8年8月21日

大 分 市 長	足 立 信 也	殿
大 分 市 議 会 議 長	田 島 寛 信	殿
大分市農業委員会会長	朝未野 清	殿

大分市監査委員 永 松 薫

大分市監査委員 川 野 嘉 久

大分市監査委員 大 石 祥 一

大分市監査委員 スカルリーパー・エイジ

監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を大分市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象、実施場所及び監査の期間

監査の対象及び実施場所		監査の期間
企画部 企画課 市長室 文化振興課 国際課 スポーツ振興課 広聴広報課 D X推進課 情報政策課	令和7年度（令和7年4月1日～令和8年2月28日）に係る事務事業 ただし、補助金などの交付事務については令和6年度分も対象とした。	令和8年4月17日～令和8年8月7日
農林水産部 農政課 生産振興課 林業水産課 公設地方卸売市場		
土木建築部 土木管理課 道路建設課 道路維持課 河川・みなと振興課 建築課 住宅課		
農業委員会事務局		
制度等所管課		

2 監査の方法

監査対象課等に対し書類の提出を求め、当該事務が法令等に適合し、正確に行われているか、また、それらを確保するための事務処理マニュアル等が適切に整備され、かつ、そのチェック体制が整い有効に機能しているか等、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

また、過去の定期監査において指摘事項及び要望事項が多く見受けられた次の項目を共通項目及び重点項目として定めた。

- ・ 共通項目

「収入事務」「支出負担行為事務」「公有財産管理事務」「備品等管理事務」
「補助金等交付事務」

- ・ 重点項目

「使用料の収納事務」

3 監査の着眼点

分類	リスク	監査の着眼点
収入事務	現金等の不適切な管理	・ 直接収納した現金等を速やかに指定金融機関等に払い込んでいるか。
	横領	・ 現金等を直接収納したとき、払込書兼領収済通知書にその現金等及び収納金納付簿を添えて指定金融機関等に払い込んでいるか。
	過大徴収	・ 調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
	過少徴収	・ 手数料等は法令等に定められた時点で徴収されているか。

分類	リスク	監査の着眼点
支出負担行為	個人情報の漏えい・紛失	・ 契約書に個人情報取扱特記事項が記載されているか。
	不適切な内容での契約	・ 契約は、大分市契約事務規則等の規定に基づいているか。 ・ 契約書に契約者が暴力団員等であることが判明した場合の解除事項が記載されているか。
	横領	・ 資金前渡は用件終了後、速やかに精算しているか。また、精算せずに新たに資金前渡を受けていないか。
	支給誤り	・ 支給対象者の受給資格や支給額の算定に誤りはないか。
公有財産管理	不十分な財産管理	・ 財産台帳が整備され、正確に記録されているか。 ・ 貸付、使用許可及び異動の内容が台帳に記録されているか。
	過大徴収・過少徴収	・ 貸付、使用許可及び更新時に申請を受けているか。 ・ 貸付、使用許可及び更新時における貸付料及び使用料の算定は適正か。
備品等管理	不十分な財産管理	・ 物品（備品、薬品等の危険物及び切手などの金券類）の出納受払は適正に行われ、帳簿の整備はされているか。 ・ 紛失、破損、盗難、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。
	横領	・ 物品の現在高は帳簿残高と一致しているか。
補助金等交付	不正請求	・ 補助対象事業以外の経費を補助対象経費に含めていないか。
	進捗管理の未実施	・ 手続は、大分市補助金等交付規則等の規定に基づいているか。 ・ 補助金の額の確定に当たり、実績報告書等の内容を十分に審査しているか。

4 監査の結果

企画部

国際課

(1) 支出負担行為事務について

ア 契約事務が適正でないもの

大分市契約事務規則第40条第3号では、物件の借入れについては予定価格が40万円以内のときに限り、随意契約によることができる旨が規定されている。

しかしながら、予定価格が40万円を超えているバスの借上げにおいて、入札がなされておらず随意契約としていた。

今後は、同規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 個人情報の安全管理のための措置が適正でないもの

大分市保有個人情報及び特定個人情報の取扱いに係る業務の委託に関する実施基準は、個人情報の保護に関する法律第66条に規定されている個人情報の安全管理のために講じなければならない措置を定めたものであり、同基準第4第1項において、個人情報の取扱いに係る業務の委託の契約の締結に当たっては、契約書に受注者が同基準に規定する特記事項を遵守しなければならないことを記載し、受注者に個人情報の安全管理のための措置を求める旨が規定されている。

しかしながら、個人情報の取扱いを委託する大分市留学生活用事業外2件の契約において、契約書に当該条項が記載されておらず、必要な安全管理のための措置がとられていなかった。

今後は、同基準に従い適正な事務処理をされたい。

スポーツ振興課

(1) 収入事務について

ア 使用許可事務が適正でないもの

大分市都市公園条例施行規則第11条では、鶴崎公園の有料公園施設の使用時間が定められており、市長等が必要と認めるときは、これを変更することができる旨が規定されている。

しかしながら、市長等の承認を受けずに、使用時間外の施設使用を許可し、使用料を徴収しているものが見受けられた。

今後は、同規則に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 備品等管理事務について

ア 燃料給油券の取扱いが適正でないもの

令和3年3月30日付管財課長通知では、燃料給油券の発行の際、原符には、所属長の記名又は押印をする旨が示されている。

しかしながら、給油時の燃料給油券の発行の際に、所属長の記名又は押印がされていないものが見受けられた。

燃料給油券は、金券と同様に、所属長が厳重に管理すべきであることから、今後は、同通知に従い適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金等交付事務について

ア 補助金の額の確定事務が適正でないもの

大分市活き粋スポーツ振興補助金交付要綱第9条では、補助事業者は、遠征が終了したときは、速やかに補助金実績報告書に必要書類を添付して市長に提出しなければならないとされ、同要綱第10条では、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書により、当該報告を行った補助事業者に通知する旨が規定されている。

しかしながら、補助事業者から、遠征終了後に他の収入が確定し、同補助金の交付が不要であるとの報告を口頭で受けていたため、補助金実績報告書の提出を求めず、補助金の額を確定していないものが見受けられた。

今後は、同要綱に従い適正な事務処理をされたい。

農林水産部

林業水産課

(1) 支出負担行為事務について

ア 報償金の支給額に誤りがあるもの

有害鳥獣捕獲報償金交付要領第5条では、報償金の交付申請があった場合、市長は出動報償金については、出動調書及び特別出動調書の内容を出動日誌等により確認し、適正と認める場合は同報償金を交付する旨が規定されている。

しかしながら、報償金の交付申請時の確認不足等により、特別出動によるものを通常出動とし、報償金の支給額に誤りが生じているものが見受けられた。

今後は、同要領に従い適正な事務処理をされたい。

公設地方卸売市場

(1) 公有財産管理事務について

ア 公有財産の処分のための事務手続が適正に行われていないもの

行政財産としての建物の取壊しをしようとするときは、事前に大分市公有財産規則第38条第1項の規定による行政財産の用途廃止の手続をする必要があり、取壊しに当たっては、同規則第40条の規定により、その理由等の事項を記載し、必要書類を添付して決裁を受けなければならないとされている。

しかしながら、行政財産である包装加工所の取壊しにおいて、その用途廃止の手続をしておらず、また、取壊しのための決裁も受けていなかった。

今後は、同規則に従い適正な事務処理をされたい。

土木建築部

土木管理課

(1) 収入事務について

ア 収納金納付簿の首標金額を訂正しているもの

大分市財務規則第149条では、証拠書類の金銭の首標数字は訂正することができない旨が規定されている。

しかしながら、収納金納付簿の一部において、首標金額を訂正しているものが見受けられた。

今後は、同規則に従い適正な事務処理をされたい。

イ 徴収事務が適正でないもの

大分市手数料条例第5条第1項では、手数料は申請のときに徴収する旨が規定されている。

しかしながら、市道境界証明手数料の一部の徴収において、申請のときではなく証明書交付の際に徴収しているものが見受けられた。

今後は、同条例に従い適正な事務処理をされたい。

農業委員会事務局

特に指摘事項はなかった。